

○青少年の柔剣道指導要綱の制定について

(昭和 49 年 9 月 30 日甲通達養第 50 号)

このたび警察署道場を青少年に開放し、警察職員がこれらの柔剣道の指導に当たることによって、青少年の健全な育成と良好な市民関係の醸成を図るため、次のとおり「青少年の柔剣道指導要綱」を制定したので通達する。

青少年の柔剣道指導要綱

第 1 目的

この要綱は、警察署の道場を開放し、警察職員が青少年に柔道及び剣道を指導することによってその健全な育成と良好な市民関係を醸成することを目的とする。

第 2 指導場所

指導を行う場所は、警察署の柔道場及び剣道場とする。

第 3 指導日

指導日は、おおむね週 2 日とし、署情に応じ決定するものとする。

第 4 指導員の指名

署長は、術科訓練実施要綱の制定について（平成 24 年例規第 15 号）第 3 の 3 に定める所属術科訓練指導者等のほか、署員のうちから指導者として適格と認める者を指導者として指名するものとする。

第 5 連絡調整

署の警務課長は、管内公私立学校及び関係団体と連絡を密にするとともに、署情に合う具体的な指導計画を策定し、指導が円滑に推進できるよう配慮するものとする。

第 6 指導上の留意事項

指導者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 指導者の一挙手、一投足が青少年に与える影響の大きいことを念頭におき誠心誠意指導に当たること。
- (2) 青少年の年齢、体力、経験等に応じた指導を実施するとともに、父兄、教員その他関係者と協力して指導に当たること。
- (3) 指導に当たっては、静岡県警察術科訓練安全管理要綱の制定について（令和 3 年例規第 4 号）に準拠し、事故防止に努めること。

第 7 指導対象

指導対象は、公私立学校又は柔道及び剣道団体から指導要請のあった青少年とする。この場合は「青少年の柔剣道指導申込書」（様式第 1 号）によって受理するものとする。

第 8 用具の供与

指導上必要な用具等については、できる限り供与するものとする。

第 9 指導員の養成

教養課長は、講習会を開催するなど指導員の養成に努めるものとする。

第10 報告

指導結果等については、次によって教養課あて報告するものとする。

項目	報告期日等
青少年柔剣道指導結果報告（様式第2号）	四半期ごと（翌月5日まで）
特異、重大と認められる反響、事故	即報
指導員の指名（解除）	その都度